

豊明市立学校条例（昭和47年豊明市条例第52号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第244条</u>の規定に基づき、市立学校の設置について定めるものとする。</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 市に学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める小学校、中学校（以下「学校」という。）を置く。</p> <p>2 学校の名称及び位置は、別表のとおりとする。</p> <p>（委任）</p> <p>第3条 この条例に定めるもののほか、学校の管理及び使用料については、教育委員会が別に定める。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第244条の2</u>の規定に基づき、市立学校の設置について定めるものとする。</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 市に学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める小学校、中学校（以下「学校」という。）を置く。</p> <p>2 学校の名称及び位置は、別表のとおりとする。</p> <p>（廃止）</p> <p><u>第3条 学校を廃止する場合は、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。</u></p> <p>（委任）</p> <p>第4条 この条例に定めるもののほか、学校の管理及び使用料については、教育委員会が別に定める。</p>

豊明市体育施設条例（平成2年豊明市条例第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
別表第2（第7条関係） 【別記1 参照】	別表第2（第7条関係） 【別記1 参照】

別記 1

現行

- (2) 勅使テニスコート使用料
- ア 個人利用

(単位 円)

区分	2時間につき	夜間照明施設使用料	
		1時間につき	1時間を超える30分ごとに
1コート	590	720	360

イ 専用利用

(単位 円)

区分	午前	午後	夜間	全日
	9:00~12:00	13:00~17:00	17:30~21:00	9:00~21:00
1~4コート	3,540	4,720	4,120	12,380
A~Dコート	3,540	4,720		

改正後（案）

（２） 勅使テニスコート使用料

ア 個人利用（１面）

（単位 円）

区分	2時間につき	夜間照明施設使用料	
		1時間につき	1時間を超える30分ごとに
1～4コート	680	720	360
A～Dコート	590		

イ 専用利用

（単位 円）

区分	午前	午後	夜間	全日
	9:00～12:00	13:00～17:00	17:30～21:00	9:00～21:00
1～4コート	4,080	5,440	4,760	14,280
A～Dコート	3,540	4,720		

豊明市母子・父子家庭医療費支給条例（昭和53年豊明市条例第32号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（受給資格者）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。</p> <p>（1） 母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「母子家庭の母等」という。）の前年（<u>1月から7月までの間</u>）にあつては前々年）の所得が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに母子家庭の母等が前年（<u>1月から7月までの間</u>）にあつては前々年）の12月31日において生計を維持していた扶養親族等でない18歳未満の者（母子家庭の母等が同日において生計を維持していた20歳未満の者で児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「政令」という。）別表第1に定める程度の障害の状態にあるものを含む。）の有無及び数に応じて政令第2条の4第2項に定める額以上であるもの並びにその者に現に扶養されている児童</p> <p>（2）～（7） （略）</p> <p>3 （略）</p>	<p>（受給資格者）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。</p> <p>（1） 母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「母子家庭の母等」という。）の前年（<u>1月から10月までの間</u>）にあつては前々年）の所得が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに母子家庭の母等が前年（<u>1月から10月までの間</u>）にあつては前々年）の12月31日において生計を維持していた扶養親族等でない18歳未満の者（母子家庭の母等が同日において生計を維持していた20歳未満の者で児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「政令」という。）別表第1に定める程度の障害の状態にあるものを含む。）の有無及び数に応じて政令第2条の4第2項に定める額以上であるもの並びにその者に現に扶養されている児童</p> <p>（2）～（7） （略）</p> <p>3 （略）</p>

豊明市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 28 年豊明市条例第 39 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>目次</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）</p> <p>第 2 章 指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準（第 4 条—第 6 条）</p> <p>第 3 章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（第 7 条・第 8 条）</p> <p>第 4 章 夜間対応型訪問介護（第 9 条・第 10 条）</p> <p>第 5 章 地域密着型通所介護（第 11 条—<u>第 13 条</u>）</p> <p>第 6 章 療養通所介護（第 14 条—第 16 条）</p> <p>第 7 章 認知症対応型通所介護（<u>第 17 条—第 19 条</u>）</p> <p>第 8 章 小規模多機能型居宅介護（<u>第 20 条—第 23 条</u>）</p> <p>第 9 章 認知症対応型共同生活介護（<u>第 24 条—第 27 条</u>）</p> <p>第 10 章 地域密着型特定施設入居者生活介護（<u>第 28 条—第 31 条</u>）</p> <p>第 11 章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（<u>第 32 条—第 35 条</u>）</p> <p>第 12 章 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（<u>第 36 条・第 37 条</u>）</p> <p>第 13 章 看護小規模多機能型居宅介護（<u>第 38 条—第 40 条</u>）</p> <p>第 14 章 指定地域密着型サービスに関するその他の基準（<u>第 41 条</u>）</p> <p>第 15 章 雑則（<u>第 42 条</u>）</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）</p> <p>第 2 章 指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準（第 4 条—第 6 条）</p> <p>第 3 章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（第 7 条・第 8 条）</p> <p>第 4 章 夜間対応型訪問介護（第 9 条・第 10 条）</p> <p>第 5 章 地域密着型通所介護（第 11 条—<u>第 14 条</u>）</p> <p>第 6 章 療養通所介護（<u>第 15 条—第 17 条</u>）</p> <p>第 7 章 認知症対応型通所介護（<u>第 18 条—第 20 条</u>）</p> <p>第 8 章 小規模多機能型居宅介護（<u>第 21 条—第 24 条</u>）</p> <p>第 9 章 認知症対応型共同生活介護（<u>第 25 条—第 28 条</u>）</p> <p>第 10 章 地域密着型特定施設入居者生活介護（<u>第 29 条—第 32 条</u>）</p> <p>第 11 章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（<u>第 33 条—第 36 条</u>）</p> <p>第 12 章 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（<u>第 37 条・第 38 条</u>）</p> <p>第 13 章 看護小規模多機能型居宅介護（<u>第 39 条—第 41 条</u>）</p> <p>第 14 章 指定地域密着型サービスに関するその他の基準（<u>第 42 条</u>）</p> <p>第 15 章 雑則（第 43 条）</p>

附則

(基本方針)

第14条 (略)

(記録の整備)

第15条 (略)

(準用)

第16条 (略)

(基本方針)

第17条 (略)

(記録の整備)

第18条 (略)

(準用)

第19条 (略)

(基本方針)

第20条 (略)

(非常災害対策)

第21条 (略)

(協力医療機関等)

附則

(共生型地域密着型サービスに関する基準)

第14条 共生型地域密着型通所介護の基準は、基準省令第37条の2を準用する。

(基本方針)

第15条 (略)

(記録の整備)

第16条 (略)

(準用)

第17条 (略)

(基本方針)

第18条 (略)

(記録の整備)

第19条 (略)

(準用)

第20条 (略)

(基本方針)

第21条 (略)

(非常災害対策)

第22条 (略)

(協力医療機関等)

第22条 (略)  
(記録の整備)  
第23条 (略)  
(基本方針)  
第24条 (略)  
(協力医療機関等)  
第25条 (略)  
(記録の整備)  
第26条 (略)  
(準用)  
第27条 (略)  
(基本方針)  
第28条 (略)  
(協力医療機関等)  
第29条 (略)  
(記録の整備)  
第30条 (略)  
(準用)  
第31条 (略)  
(基本方針)  
第32条 (略)

第23条 (略)  
(記録の整備)  
第24条 (略)  
(基本方針)  
第25条 (略)  
(協力医療機関等)  
第26条 (略)  
(記録の整備)  
第27条 (略)  
(準用)  
第28条 (略)  
(基本方針)  
第29条 (略)  
(協力医療機関等)  
第30条 (略)  
(記録の整備)  
第31条 (略)  
(準用)  
第32条 (略)  
(基本方針)  
第33条 (略)

(協力病院等)

第33条 (略)

(記録の整備)

第34条 (略)

(準用)

第35条 (略)

(基本方針)

第36条 (略)

(準用)

第37条 (略)

(基本方針)

第38条 (略)

(記録の整備)

第39条 (略)

(準用)

第40条 (略)

第41条 (略)

(本市の区域外の事業所に係る特例)

第42条 (略)

(協力病院等)

第34条 (略)

(記録の整備)

第35条 (略)

(準用)

第36条 (略)

(基本方針)

第37条 (略)

(準用)

第38条 (略)

(基本方針)

第39条 (略)

(記録の整備)

第40条 (略)

(準用)

第41条 (略)

第42条 (略)

(本市の区域外の事業所に係る特例)

第43条 (略)